

2022年（令和4年）1月26日

保護者様

福山市保健福祉局ネウボラ推進部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止への協力依頼について（通知）

平素より本市の保育行政に対し、御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

まん延防止等重点措置が2月20日まで延長されたことを受け、本市では、これまでの対応を継続し、感染拡大防止に取り組むこととしています。

これに伴い、保育所等についても、これまでの対応を2月20日まで延長します。

については、御家庭で安全に過ごすことが可能な場合には、引き続き登園を控えていただきますよう御協力をお願いします。

対象期間（変更後）：2022年1月15日から2月20日まで

対象期間における保育料については、対象児童の欠席日数に応じて保育料を減免します。なお、家庭での保育に協力いただいた日数の確認及び保育料の変更通知は、保育所等を通じて行います。

※ 保育所等での保育を継続するため、御協力をお願いします ※

- ・ 会食の場や職場等を通じた感染が急拡大し、親から子へ感染するケースが多く見られてきています。 保護者の皆様におかれましては、お子さまや御家族の健康管理に努めていただくとともに、人と人との接触機会を低減するため、外出機会を削減するなど、感染防止対策の徹底をお願いします。
- ・ お子さまや同居する親族等がPCR検査を受検することとなった場合は、速やかに保育所等に連絡するとともに、検査結果が判明するまでは登園を控えていただくようお願いします。
- ・ 感染者が発生し、臨時休園している場合は、休園期間中に他の保育所等の利用（休日保育を含む。）は控えていただきますようお願いいたします。

※保育料について

保育料は通常どおり納付してください。公私立保育所、公立認定こども園は、3月25日（予定）に、前回還付した口座（保育料の振替口座）に還付します。私立認定こども園、地域型保育事業は、施設に御確認ください。